

富士吉田市新体育館建設基本構想・基本計画策定業務  
に係るプロポーザル実施要項

令和4年4月

富士吉田市

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務名

富士吉田市新体育館建設基本構想・基本計画策定業務委託

### (2) 業務の目的

本業務は、令和3年度に実施した新体育館建設基本構想に伴う基礎調査を基に、設置される新体育館建設検討委員会（以下「有識者会議」という。）の議論や市民意見等を踏まえ、事業のコンセプトや方向性を取りまとめた、新体育館建設基本構想・基本計画を作成することを目的とする。

### (3) 業務内容

仕様書のとおりとする。

### (4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

### (5) 履行期間

契約日の翌日から令和5年12月22日

### (6) 契約上限額

14,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

### (7) 支払方法

令和4年度業務完了時 契約額の10分の3

令和5年度業務完了時 令和4年度支払い分を除く全額

## 2 参加条件

- (1) 富士吉田市入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 富士吉田市の指名停止処分の期間中でないこと。
- (4) 営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 申請提出期限の日又は指名通知の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
- (7) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- (8) 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあつては、市税等の滞納がないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。
- (10) 技術士（建設部門）の有資格者を配置し、運営体制が整備されていること。
- (11) 過去10年間に体育館整備に関する基本構想・基本計画策定支援業務または基本設計・実施設計を元請として受託した実績があること。

### 3 業務内容

#### (1) 基本構想の策定

以下の項目を踏まえて、基本コンセプトや基本整備方針等を定めた基本構想を策定する

- ① 基礎的条件の整理
- ② 上位計画と関連整理
- ③ 参考・先進事例の情報収集
- ④ 関係団体へのヒアリング及び市民ニーズ調査
- ⑤ 規模等の配置イメージの策定

#### (2) 基本計画の策定

以下の項目を踏まえて、基本施設計画等を定めた基本計画を策定する

- ① 必要規模・導入機能の検討
- ② 設備等の検討
- ③ 施設レイアウトの検討
- ④ 耐震性能等構造の検討
- ⑤ 概算事業費の算定と財源の検討
- ⑥ 事業手法の検討
- ⑦ 事業スケジュールの検討
- ⑧ 整備イメージパースの作成

#### (3) 有識者会議の支援

有識者会議（4回程度開催）の開催にあたっては、検討資料の作成、会議運営（議事録作成含む（要約筆記））を支援すること。

#### (4) 市民向け情報発信の支援、パブリックコメントの支援

市民向けの情報発信とパブリックコメントの資料作成等の対応支援

### 4 提案内容

#### (1) 本業務の実施方針

本業務の実施方針、業務遂行上の配慮事項等を記入すること

#### (2) 特定テーマについての企画提案

- ① 人口減少や財政状況、関係団体や市民の意見をどのように調査・分析し、施設の規模や必要機能を検討していくか
- ② 官民連携事業の可能性など事業費の低減に向けた考え方
- ③ 利用者の利便性等を考慮した、将来的な鐘山総合スポーツセンターエリア全体の整備計画についての考え方

※指定の特定テーマへの提案以外に、本市にとって効果的・効率的となるテーマがあれば、独自にテーマを設定し提案を行うこと。

### 5 選考日程等に関する事項

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 質問締切日     | 令和4年5月12日（木）午後5時まで（必着） |
| (2) 質問回答日     | 令和4年5月17日（火）           |
| (3) 参加申請書提出期限 | 令和4年5月20日（金）午後5時まで（必着） |

- (4) 企画提案書提出締切日 令和4年6月10日(金)午後5時まで(必着)  
(5) プレゼンテーション審査 令和4年6月20日(月) 予定

## 6 提出書類の部数および提出期限

### (1) プロポーザル参加申請書等

#### 1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書 【様式第3号】  
② 会社概要書 【第6号様式及び会社パンフレット等】  
③ 実施体制調書 【第7号様式】  
④ 配置予定者の経歴調書 【第8号様式】  
⑤ 業務実績調書 【第9号様式】

#### 2) 提出部数 1部

#### 3) 提出期間 5月20日(金)午後5時まで(必着)

#### 4) 提出場所 富士吉田市役所 教育委員会生涯学習課

#### 5) 提出方法 持参・郵送で提出してください。

### (2) 質問書

#### ① 提出書類 様式第4号による

#### ② 受付期間 令和4年5月12日(木)午後5時まで(必着)

#### ③ 提出方法

メール(sports@city.fujiyoshida.lg.jp)に質問書を添付して提出してください。

#### ④ 回答方法

質問に対する回答は、当該質問者に対して回答するとともに、全体に周知する必要がある項目については全員に質疑者名を伏せたうえで、メールで回答します。

### (3) 企画提案書等

#### 1) 提出書類

- ① 企画提案提出書 【第5号様式】  
② 企画提案書 【任意書式】  
③ 業務工程表 【任意書式】  
④ 見積書 【任意書式】

#### 2) 提出部数

提出部数は10部(正本1部、副本9部)とします。

事業者名は1部のみ記載し、残りの9部については事業者名を記載しないこと。

#### 3) 提出期間

6月10日(金)午後5時まで(必着)

#### 4) 提出場所

富士吉田市役所 生涯学習課

#### 5) 提出方法

持参・郵送にて提出してください。

## 6) その他

期限までに企画提案書が提出されない場合、辞退したものとみなします。

## 7 プロポーザルの実施方法

### (1) 受託者の選定

プロポーザルにおける最終候補者を選定するため評価委員会を設置します。

### (2) プレゼンテーション審査

1) 開催日 令和4年6月20日(月) 予定

2) 場 所 富士吉田市役所 3階 大会議室

3) 出席者 3名まで

4) その他

① 時間は、発表・質疑を含めて概ね30分間とします。

② プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、事前にご連絡ください。

③ プレゼンテーションの時間は後日連絡します。

④ プレゼンテーションの日時を変更する場合は後日連絡します。

### (3) 評価方法

評価委員会は、参加事業者から提出された企画提案書等を評価基準の各項目につき評価および採点を行い、総合的に評価し評価基準総合点が、最も高い参加事業者を最終候補者として選定します。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、評価委員会での協議により総合的に判断し、最も評価点が高い者の中から最終候補者を選定します。

また、参加者が1者のみの場合であっても、評価委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

### (4) その他

1) 企画提案書の費用

企画提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。

2) 無効となる企画提案書

企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

3) 企画提案書の留意事項

提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に改変が出来るものとします。改変する場合は、提出されている書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出するものとします。提出期限については、理由を問わず延長は一切行わないものとします。

## 8 企画提案書の取扱い

(1) 提出された企画提案書は、最終候補者を特定する以外に提出者に無断で使用しないも

のとします。

- (2) 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「富士吉田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 企画提案書の作成のために本市において貸与された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- (7) 企画提案書は候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (8) 企画提案書の提出は、1案のみとします。
- (9) 選定された企画提案書を提出した応募者とは、後日、特定された企画提案書に基づき、業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (10) 参加申請書の提出後、契約締結までの手続期間中に、入札参加停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。
- (11) 提出された書類は返却しません。

## 9 選定結果について

- (1) 選定結果通知日 令和4年6月27日（月） 予定
- (2) 通知方法 書面にて全提案者に通知

## 10 契約締結

- (1) 契約締結日 令和4年6月30日（木） 予定
- (2) その他

富士吉田市役所は、最終候補者に決定した事業者と契約金額等の契約条件について協議の上、業務委託契約を締結します。

なお、業務委託契約の条件については、企画提案書等の内容を基本として双方の協議により定めるものとします。

また、順位第1位の最終候補者との協議が成立しなかった場合は、順位第2位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

## 11 問い合わせ先

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

富士吉田市役所 生涯学習課スポーツ振興担当 奥脇 恭平

電話 0555-22-1111 内線 531